

固定資産を現に所有している者（相続人等）の届出書																		
国 東 市 長 あて					年	月	日											
相続人 (氏名)					(印)													
<p>① _____ は、固定資産課税台帳に所有者として登録されていますが、このたび死亡（倒産・廃業）いたしました。                  つきましては、相続人（清算人）の間で協議した結果、相続による所有権移転登記完了までの間、地方税法第343条第2項後段に規定する「現に所有している者」の代表者②を下記のとおり決定しましたので届出します。                  なお、今後本件に係る紛争があったときは、当方にて解決し、貴市には迷惑はかけません。</p>																		
現に所有している者の代表者②	住（居）所（所在地）	〒 _____																
	フリガナ						被相続人との続柄											
	氏 名（名 称）	(印)					電話番号											
	生年月日		年	月	日	法人番号												
被相続人①	死亡時の住（居）所	〒 _____																
	フリガナ						被相続人との続柄											
	氏 名（名 称）	(印)					電話番号											
	死亡年月日		年	月	日	法人番号												
現に所有している者	住（居）所（所在地）	〒 _____																
	フリガナ						被相続人との続柄											
	氏 名（名 称）	(印)					電話番号											
	生年月日		年	月	日	法人番号												
摘 要	※今年度の残期分納付書 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要																	

民法抜粋

（共同相続の効力）

第898条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

地方税法抜粋

（連帯納税義務）

第10条の2 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

（固定資産税の納税義務者等）

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者（中略）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（中略）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、（中略）同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

